

第6回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 9番, 10番)

開催期日 令和2年12月23日

第6回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年12月23日(水) 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳
6 番 山 本 強
7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 8 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 9 号	土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出について
6	議案第 23 号	農地法第18条第6項の規定による通知について
7	議案第 24 号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第 25 号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第 26 号	農地のあっせんについて
10	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第6回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

7月に第24期がスタートして5カ月が過ぎようとしております。各委員の皆さんが、総会の議案に載るまで、地域において調整等で苦勞されている話を事務局より聞いております。案件を抱えたときは、委員一人二人で悩まず事務局へ相談願いたいと思います。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、9番田村賢治委員、10番長谷川委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

（局 長）

会務報告のページをお開きください。１１月２７日、南空知農業委員会協議会新任委員研修会が岩見沢市で開催され、吉田会長ほか、４名で参加しております。１２月１５日から１８日まで、令和２年第８回議会定例会が開催され、吉田会長が出席しております。本日２３日、第２回農地部会を開催しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程４ 報告第８号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第８号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は２件でございます。

番号１ 申出者 栗山町字〇〇143 番地 10 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇104 番地 9 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇143 番地 4 地目につきましては 公簿現況とも 畑、面積 9,648 m²外 4 筆 田 2 筆 5,851 m² 畑 2 筆 11,710 m² 池沼 1 筆 163 m² 計 5 筆 17,724 m²でございます。成立年月日 令和 2 年 1 2 月 2 日 売買価格 10 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、長尾委員、小暮委員でございます。

番号２ 申出者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇291 番地 2 〇〇〇〇外 1 名 対象農地所在 字〇〇292 番地 1 地目につきましては 公簿 原野、現況 畑、面積 9,243 m²外 7 筆 計 8 筆 55,844 m² 全筆畑でございます。成立年月日 令和 2 年 1 2 月 7 日 売買価格 10 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 同じく畑 〇〇〇〇〇〇円面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鈴木委員、笹谷委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程５ 報告第９号「土地改良法第３条第１項４号に基づく土地改良事業資格参加申出について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第9号 土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出について
土地改良法第3条第1項4号に基づく土地改良事業資格参加申出書の提出がありましたので、受理したことを報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者氏名 ○○○○ 所有者氏名 ○○○○ 所在 ○○ 地番 181-2
公簿地目 雑種地 現況地目 雑種地 面積 510 m²です。

番号2 申出者氏名 ○○○○ 所有者氏名 ○○○○ 所在 ○○ 地番 182-2
公簿地目 雑種地 現況地目 雑種地 面積 1,259 m²です。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第23号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は4件でございます。

番号1 所在 字○○838番地 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積5,601 m²外1筆 計2筆14,756 m²全筆田でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成27年2月27日 契約期間 平成27年2月27日から令和7年11月30日 解約通知日 令和2年11月26日 通知者 賃貸人 ○○市○○区北23条西8丁目3番16号 ○○○○ ○○市○○町146番地2 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○844番地 ○○○○でございます。

番号2 所在 字○○70番地4の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積4,000 m²1筆でございます。 利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成29年2月28日 契約期間 平成29年2月28日から令和3年11月30日 解約通知日 令和2年11月30日 通知者 賃貸人 栗山町字○○69番地 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○65番地3 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ でございます。

番号3 所在 字○○774番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積12,611 m²外14筆 田14筆73,856.85 m² 畑1筆2,141 m²計 15筆75,997.85 m²でございます。利用状況 水田及び普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成22年12

月 29 日 契約期間 平成 22 年 12 月 29 日から令和 3 年 11 月 30 日 解約通知日
令和 2 年 12 月 1 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇777 番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山
町字〇〇766 番地 〇〇〇〇でございます。

番号 4 所在 字〇〇384 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 10,788
㎡ 1 筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平
成 29 年 12 月 27 日 契約期間 平成 29 年 12 月 27 日から令和 4 年 11 月 30 日
解約通知日 令和 2 年 12 月 2 日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇176 番地 13 〇〇〇〇
賃借人 栗山町字〇〇136 番地 〇〇〇〇でございます。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号 1 について審議したいと思います。

番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 1 は原案どおり決定いたします。

番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 2 は原案どおり決定いたします。

番号 3 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 3 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 3 は原案どおり決定いたします。

番号 4 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 4 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 4 は原案どおり決定いたします。

日程 7 議案第 24 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求め
ます。

(事務局)

議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、使
用借及び所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮
う。今回は使用貸借 5 件、所有権移転 1 件でございます。

番号1 所在 字〇〇668番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積7,119 m²外13筆 田13筆215,781 m² 畑1筆1,390 m² 計14筆217,171 m²でございます。貸主 字〇〇878番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲したく許可申請に至る。借主 字〇〇878番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号2 所在 字〇〇147番地2 地目といたしまして 公簿 宅地、現況 田 面積282.86 m²外14筆 田10筆164,133.86 m² 畑5筆3,207 m² 計15筆167,340.86 m²でございます。貸主 字〇〇740番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲したく許可申請に至る。借主 字〇〇740番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号3 所在 字〇〇438番地15 地目といたしまして 公簿、現況ともに畑 面積936 m²外18筆 田5筆42,273 m² 畑14筆232,088 m² 計19筆274,361 m²でございます。貸主 字〇〇590番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲したく許可申請に至る。借主 字〇〇590番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号4 所在 字〇〇328番地1 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積16,147 m²外17筆 田15筆137,555 m² 畑3筆6,365 m² 計18筆143,920 m²でございます。貸主 字〇〇363番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲したく許可申請に至る。借主 字〇〇363番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号5 所在 字〇〇59番地4 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積488 m²外26筆 田22筆130,649 m² 畑5筆3,219.10 m² 計27筆133,868.10 m²でございます。貸主 字〇〇313番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして 農業後継者である借主へ経営移譲したく許可申請に至る。借主 字〇〇313番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして経営移譲を受けるべく許可申請に至るとなっております。

番号6 所在、〇〇45番地1 地目といたしまして 公簿・現況とも田 面積2,580 m²外8筆 計9筆20,422.94 m²全筆田でございます。譲渡人 〇〇46番地 〇〇〇〇 適用といたしまして、今後耕作する予定がないので、譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇540番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇、適用といたしまして、農業経営の拡大及び安定を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(2番 塚本)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(7番 小暮)

番号2につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(17番 鳥村)

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(12番 中島)

番号4につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(3番 寺)

番号5につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、農業後継者である〇〇〇〇さんに申請地を使用貸借するものであり問題ないと思います。

(9番 田村賢治)

番号6につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんにつきましては、今後耕作する予定がないため、〇〇〇〇さんへ売買するものであり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第24号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第24号については原案どおり決定いたします。

日程8 議案第25号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第25号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借13件、所有権移転4件、使用貸借1件の計18件であります。

整理番号 2 貸 87-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇193 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇102 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 2 月 2
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇208 番地 現況地目 田 面積 18,636 m²外 1 筆
計 2 筆 20,380 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸
借 期間令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日の 4 年 1 1 カ月となっております。
借賃につきましては 1 0 a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇
〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに 〇
〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は水稻で、家族構成は男 2 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従
事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考え
ます。

整理番号 2 使 88-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇94 番地 株式会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇94 番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和 2 年 1 2 月 4 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇41 番地 9 現況
地目 田 面積 509 m²外 71 筆 田 54 筆 228,529.99 m² 畑 18 筆 112,522 m² 計 72 筆
341,051.99 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期
間令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 1 3 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年 1 1 カ月となっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男
2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化
促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 貸 89-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇166 番地 4 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇34 条〇6 丁目 3 番 19 〇〇〇〇 申出年月日 令和
2 年 1 1 月 2 7 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇168 番地 3 現況地目 田 面積
4,008 m²外 3 筆 計 4 筆 36,119 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきま
しては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日の 9 年 1 1
カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を
乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年
1 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を
受ける者の営農状況は、主な経営作物は 玉葱、小麦、大豆で、家族構成は男 2 人女 2 人
で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1
8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 貸 90-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇4 丁目 48 番地 4 〇〇
〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇34 条〇6 丁目 3 番 19 〇〇〇〇 申出年月日
令和 2 年 1 1 月 2 7 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇477 番地 現況地目 田
面積 5,104 m²外 1 筆 計 2 筆 8,333 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につき

ましては、種類 賃貸借 期間令和2年12月24日から令和12年11月30日の9年11カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、玉葱で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所91-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番23 公益財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇686 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月7日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇143 番地1 現況地目 畑 面積11,485 m²1筆でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年12月24日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇 円 面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月12日となっております。

整理番号2所92-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇5条〇6丁目1番23 公益財団法人 〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇143 番地10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月7日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇143 番地6 現況地目 畑 面積9,162 m²外6筆 田2筆1,716 m² 畑5筆66,242 m² 計7筆67,958 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年12月24日 対価につきましては 10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇 円 畑 〇〇〇〇〇〇 円 それぞれ面積を乗じまして、合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年2月12日となっております。

整理番号2所93-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇104 番地9 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇143 番地10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月2日 所有権を移転する土地 字〇〇143 番地4 現況地目 畑、面積9,648 m²他4筆、田2筆5,851 m² 畑2筆11,710 m² 池沼1筆163 m² 合計5筆17,724 m²でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年12月24日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 池沼 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年6月30日となっております。 所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦で、

家族構成は男2人女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 94-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇58 番地 4 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和2
年11月25日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇58 番地 3 の内 現況地目 田 面
積 19,373 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期
間 令和2年12月24日から令和3年11月30日の11カ月となっております。借賃
につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇
〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇
〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主
な経営作物は小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考え
ます。

整理番号 2 賃 95-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇58 番地 6 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月2
5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇61 番地 1 の内 現況地目 田 面積 4,512 m²
外 2 筆 田 1 筆 4,512 m² 畑 2 筆 1,000 m² 計 3 筆 5,512 m² でございます。設定する利用
権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年12月24日から令和5年11
月30日の2年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇
〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でご
ざいます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口
座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物
は小麦で、家族構成は男3人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も24
0日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 96-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇65 番地 3 株式会社
〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 25 番地 10 〇
〇〇〇 申出年月日 令和2年11月24日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇46 番
地 3 現況地目 田 面積 14,792 m² 外 1 筆 計 2 筆 17,162 m² 全筆田でございます。設定す
る利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年12月24日から令和7
年11月30日の4年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田
〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法
につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっており
ます。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は花卉、蔬菜で、構成員は男
1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化
促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 97-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇70 番地 10 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇69 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 月 3 0
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇70 番地 4 の内 現況地目 畑 面積 4,000 m² 1
筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1
2 月 2 4 日から令和 1 2 年 1 月 3 0 日の 9 年 1 1 カ月となっております。借賃につきま
しては 1 0 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でご
ざいます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇宅へ
現金を持参するものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営
作物は小麦・野菜で、家族構成は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考え
ます。

整理番号 2 賃 98-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇313 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇43 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 月 3 0
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇59 番地 3 現況地目 田 面積 114 m²外 17 筆
田 17 筆 24,036 m² 畑 1 筆 4,130 m² 計 18 筆 28,166 m²でございます。設定する利用権の
内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 7 年 1 月 3 0
日の 4 年 1 1 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇
〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円ございま
す。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇指定口座に振
込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・
小麦で、家族構成は男 3 人女 5 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0
日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 99-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 6 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇14 番地 6 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 月 3
0 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇14 番地 1 現況地目 田 面積 11,696 m²外 8
筆 計 9 筆 67,115 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃
貸借 期間令和 2 年 1 2 月 2 4 日から令和 7 年 1 月 3 0 日の 4 年 1 1 カ月となっており
ます。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 月 3 0 日まで
に 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状
況は、主な経営作物は水稻・小麦・長葱で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的
に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件
を満たしていると考えます。

整理番号 2 所 100-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇291 番地 2 〇〇〇〇、〇
〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1
2 月 7 日 所有権を移転する土地 字〇〇292 番地 1 現況、畑、面積 9,243 m²他 7 筆、合

計 55,844 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和2年12月24日 対価につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円と、〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年6月30日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物はメロンで、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2 賃 101-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇28 番地 28 有限会社 〇〇〇〇 代表 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇441 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月11日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇445 番地の内 現況地目 田 面積 500 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年12月24日から令和7年11月30日の4年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・野菜で、構成員は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2 賃 102-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 3 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇28 番地 43 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月9日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇23 番地 1 の内 現況地目 田 面積 7,356 m² 外 2 筆 計 3 筆 15,476 m² 全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年12月24日から令和7年11月30日の4年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆で、家族構成は男1人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2 賃 103-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇50 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月7日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇116 番地 1 現況地目 田 面積 3,254 m² 外 5 筆 田 5 筆 15,548.96 m² 畑 1 筆 55 m² 計 6 筆 15,603.96 m² でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年12月24日から令和7年11月30日の4年11カ月となっております。借賃につきまして

は 10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃104-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇1653番地 〇〇〇〇利用権を設定する者 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇2丁目6番地17号 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月15日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇250番地25 現況地目 畑 面積1,629.21㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 令和2年12月24日から令和5年11月30日の2年11カ月となっております。借賃につきましては 10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。

(議長)

はい。賃貸借13件・所有権移転4件・使用貸借1件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2賃89-1について審議したいと思います。

整理番号2賃89-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃89-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃89-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席。〇〇委員退席)

整理番号2賃104-1について審議したいと思います。

整理番号2賃104-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃104-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃104-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席。)

これからは、残る16件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 2 賃 87-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 87-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 87-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 使 88-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 使 88-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 使 88-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 90-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 90-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 90-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 91-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 91-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 91-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 92-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 92-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 92-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 93-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 93-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 93-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 94-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 94-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 94-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 95-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 95-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 95-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 96-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 96-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 96-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 97-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 97-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 97-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 98-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 98-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 98-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 99-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 99-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 99-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 所 100-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 所 100-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 所 100-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 101-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 101-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 101-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 102-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 102-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 102-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 2 賃 103-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 2 賃 103-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 2 賃 103-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 26 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 26 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は 3 件でございます。

番号1 あっせん申出者 ○○市○○区○23条西8丁目3番16号 ○○○○、○○市○
○町146番地2 ○○○○ 申出年月日 令和2年11月26日 申出地所在 字○○838番
地 地目は公簿、現況ともに田 面積5,601㎡外1筆 計2筆14,756㎡全筆田でございます。
別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 鳥村)

○○さん並びに○○さんにおかれましては、相続により農地を取得しましたが、今後、
耕作することもなく農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。
あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候
補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委
員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませ
んか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、
塚本委員よろしくお願いします。

番号2 あっせん申出者 栗山町字○○777番地 ○○○○ 申出年月日 令和2年12
月1日 申出地所在 字○○774番地1 地目は公簿、現況とも田、面積12,611㎡外16筆
田14筆73,856.85㎡ 雑種地3筆965㎡ 計17筆74,821.85㎡でございます。 別紙に
今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2番 塚本)

○○さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいとい
うことで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたし

まして、第1候補に 有限会社〇〇〇〇さん、同じく第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございせんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願いします。

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇176 番地 13 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年12月2日 申出地所在 字〇〇384 番地 1 地目は公簿、現況とも畑、面積10,788㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16番 鈴木)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後も耕作しないため農地を売却したいということで今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として笹谷委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございせんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、鈴木委員、笹谷

委員よろしくお願いします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は1月28日の木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては1月21日の木曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、山本委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時10分終了)